平成20年度深浅測量業務委託仕様書(案)について

1.業務の目的

本業務は、三番瀬海域の現状を把握し、過去に実施された深浅測量のデータから、地形の侵食、堆積傾向を整理し、地形の変化について調査し、三番瀬の自然 環境の変化を把握することを目的とする。

2. 適用の範囲

本仕様書は、千葉県(以下「甲」という。)が発注する「深浅測量」(以下「業務」という。)を委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

3.調査概念

本業務を施行するにあたっては、受託者(以下「乙」という。)は、甲の意図及び目的を十分理解した上で経験ある最上級の主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発揮するように努力するとともに、 正確丁寧にこれを行わなければならない。

4. 仕様書及び規格基準

本業務施行にあたっては、本仕様書のほか関係指針及び別添業務要領に 基づいて行わなければならない。

5.業務の指示及び監督

- (1) 乙は、業務を施行するに当たり、当該契約に基づき、甲が別に定める調査職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 乙は、本業務の各段階に着手するときは、当該段階の基本方針について 甲の承認を受けなければならない。
- (3) 乙は、本業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義 を生じた事項、並びに仕様書に明記していない事項については、甲と前も って協議し、その指示に従わなければならない。

6.事故の防止

委託にあたっては、障害その他事故発生を未然に防止するよう努力する とともに関係法規を守り、円滑にこれを行わなければならない。

事故・損害等が生じた場合の補償に要する費用は乙の負担とする。

7. 成果品に対する責任の範囲

乙は本業務完了後といえども、誤測、失策、不備が発見された場合は速 やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する費用は乙の負担と する。

8. 成果品の帰属及び管理

成果品の帰属及び管理は、すべて甲とする。 乙が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

9.納期

契約期間内に報告書を提出しなければならない。なお、契約期間内であっても業務の完成したものについては提出を求める場合がある。

10. その他の留意事項

- (1)現地調査にあたって、土地(海面を含む)の立ち入りは関係者・地元住 民と協調を保ち、いたずらに摩擦をおこさないよう十分心掛けなければな らない。
- (2) 乙は、業務施行のための必要な関係官公署・団体等に対する手続きを遅 滞なく処置しなければならない。これに要する費用は乙の負担とする。
- (3)業務遂行上必要な分析方法等に特許使用申請が必要な場合は、乙がこれを行うものとし、これに要する費用及びその特許使用料は乙の負担とする。
- (4)関係官公署・団体等に対して交渉を要するとき、又は受けたときは、遅 滞なく調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

平成20年度深浅測量調査業務要領

1 目 的

本業務は、三番瀬海域の現状を把握し、過去に実施された深浅測量のデータから、 地形の侵食、堆積傾向を整理し、地形の変化について調査し、三番瀬の自然環境の変 化を把握することを目的とする。

2 調査期間

平成21年1月~3月まで

3 業務の内容

(1)作業計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、既存資料の内容を確認し作業計画を作成する。

(2)現地踏査

周辺の状況及び土地利用状況等を把握し、既存資料を基に現地踏査を三番瀬評価委員など関係者と行うものとする。

その際に満潮時・干潮時の景観把握のために、平成19年度に行った次の5定点において、満潮・干潮時に定点撮影を行う。

A地点	緯度35°38′34.6′′	緯度139°56′12.6′′
B地点	緯度35°40′00.0´´	緯度139°55′55.0′′
C地点	緯度35°40´3.1´´	緯度139°56′20.3′′
D地点	緯度35°40´11.0´´	緯度139°56′49.7′′
E地点	緯度35°40′4.5′′	緯度139°56′14.2′′

(3)測量

測線間隔100mの深浅測量を行うものとし、すべての測線において RTK - GPS を使用し位置・高さとも 5 cm 程度の精度で測量するものとする。

(4)深浅図の作成、整理、確認等

測線間隔100mの深浅測量を基に深浅図を作成する。また過去に実施された深 浅測量のデータとの比較により、地形の侵食、堆積傾向を整理し、地形の変化を 取りまとめる。

(5)報告

調査結果の概要等について、三番瀬評価委員会に報告を行う。